

地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日及び令和元年10月1日より消費税(国・地方)が引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和3年度那珂川町一般会計予算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の使途状況については、次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 180,000 千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる
社会保障施策に要する経費 646,511 千円

(単位:千円)

事業名	令和3年度 予算額	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県 支出金	町債	その他		うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)
障害者福祉費	492,145	337,956		15,000	139,189	39,000
老人福祉費	347,147	17,151		10,220	319,776	89,000
児童措置費	250,870	157,149		36,667	57,054	16,000
母子福祉費	46,138	14,822			31,316	8,000
予防費	103,061	35,786			67,275	19,000
健康増進費	33,223	1,322			31,901	9,000
合計	1,272,584	564,186	0	61,887	646,511	180,000

※ 地方消費税交付金(社会保障財源化分)については、社会保障施策に要する経費における一般財源の比率であん分しています。